

社会人の皆様へ

宇和島看護専門学校は、厚生労働省より「**専門実践教育訓練**」講座の再指定を受けました。平成30年度より、在学中に納入額の5割、卒業後2割が支給されます。

■専門実践教育訓練「教育訓練給付金」制度とは？

働く人のキャリアアップと再就職を支援する制度で、厚生労働省が指定する講座を受講される方には、ハローワークに申請すると給付金が支給されます。 ※尚、給付にあたり入学前にハローワークでの手続きが必要となりますので、必ずハローワークにご確認の上、手続きをお願いいたします。

■対象者は？

初回受給の場合、受講開始日迄に通算2年以上の雇用保険被保険者期間を有している方。以前に教育訓練給付金を受給し、前回の受講開始日から次の専門実践教育訓練開始日迄の間に3年以上雇用保険被保険者期間を有している方。

■給付額は？

年間納入する※対象経費の5割（給付上限は40万円）になります。さらに卒業後1年以内に就職した場合、※対象経費の2割が支給されます。

※対象経費とは、入学金、授業料、教材費、実験実習料、諸経費です。

■専門実践教育訓練「教育訓練支援給付金」制度とは？

45歳未満の離職者で、これまでに教育訓練給付金を受けたことがない方に、雇用保険の基本手当の8割が在学中に支給されます。

※詳細につきましては、ハローワークにお問い合わせ下さい。

